

後期高齢者医療制度に関するお知らせ

令和8年度7～3月分の保険料の納入通知書をお届けします

- 令和8年度の年間保険料額は、令和7年中の所得金額をもとに計算しています。
- 令和8年度の年間保険料が確定した際に生じる過不足は、7月分以降の保険料で調整しております。

令和8年度の保険料(本算定)について

令和8年度は診療報酬改定等の影響により保険料率が改定となりました。

年間保険料額は、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」と、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」の合計額です。

令和8年度より、従来の医療分に加えて、子ども・子育て支援金に係る保険料(子ども分)をご納付いただきます。

令和8年度の子ども分は、普通徴収(口座振替・納付書払い)の方は7月から翌3月までの9回、特別徴収(年金天引き)の方は10月、12月、翌2月の3回で1年間分をお納めいただきます。

保険料率(年額)	医療分【前年度比】	子ども分<新設>
所得割率	11.14%【+1.26%】	0.24%
均等割額	57,300 円【+6,540 円】	1,360 円
賦課限度額	850,000 円【+50,000 円】	21,000 円

所得割額は、被保険者の前年の総所得金額等(※)から基礎控除額(43 万円)を控除した額に「所得割率(医療分・子ども分)」を乗じた額です。

※総所得金額等とは……収入金額から必要経費などを差し引いた金額

年金収入のみの場合…年金収入から公的年金控除を差し引いた金額

(注)非課税年金(障害年金、遺族年金など)は、総所得金額等には含まれません。

【子ども・子育て支援金とは】

全ての世代や企業のみならずから支援金を抛出いただき、子育て施策の拡充に充てるもので、こどもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。

保険料の軽減について

●「均等割額」の軽減

同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合算額(※)が下記の基準額以下の方は、均等割額が軽減されます。

こちらの軽減措置については、改めて手続きをしていただく必要はありません。

※65 歳以上で公的年金を受給している方は、年金所得から 15 万円を引いた額が総所得金額等になります。

総所得金額等の合算額の基準額	軽減割合
43万円 + 10万円 × (給与・年金所得者の数 - 1)	医療分：7.2 割軽減(※) 子ども分：7 割軽減
43万円 + (31万円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与・年金所得者の数 - 1)	5 割軽減
43万円 + (57万円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与・年金所得者の数 - 1)	2 割軽減

※均等割軽減(医療分)の本割は 7 割ですが、令和 8・9 年度の医療分に限り、軽減割合を 0.2 割加算する特例措置を講じます。

●職場の健康保険などの被扶養者であった方の軽減措置

後期高齢者医療制度加入の直前に被用者保険(国民健康保険、国民健康保険組合以外の保険)の被扶養者であった方は、保険料の所得割がかからず、資格取得後 2 年を経過する月までの間に限り均等割額が 5 割軽減されます。

●災害等で、保険料を納めることが困難になったときは、申請により減免される制度があります。

後期高齢者医療保険料の納付方法について

後期高齢者医療制度の保険料は、原則として特別徴収(年金天引き)されます。ただし、年金受給額が年額 18 万円未満の方など下記の[2]の条件に該当する方の納付方法は普通徴収(口座振替、納付書払い)となります。

1 特別徴収(年金天引き)

●特別徴収(年金天引き)の対象となる方<①、②の両方を満たす方>

- ①年額18万円以上の年金を受給している方
 - ②介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた額が、年金受給額の2分の1以下の方
- ※天引きの対象となる年金は、老齢・退職年金、障害年金、遺族年金です。

●納付方法

年金の定期払い(年6回)の際に、保険料が年金から天引きされます。

2 普通徴収(口座振替、納付書払い)

●普通徴収の対象となる方<①～③のいずれかに該当する方>

- ①年金受給額が年額18万円未満の方
 - ②介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が、天引きの対象となる年金受給額の2分の1を超える方
 - ③次の1～4のいずれかに該当した場合
 - 1. 年間保険料額が減額になった場合(※)
 - 2. 年金を担保に貸付を受けた場合
 - 3. 金沢市に転入して間もない場合
 - 4. 年間保険料額が増額になった場合の増額分 など
- (※)特別徴収(年金天引き)で納付されていた方でも、保険料の減額などにより普通徴収に切り替わることがあります。

●口座振替でのお支払い

口座振替を申し込むと毎月月末(月末が金融機関休業日の場合は翌営業日)に申込口座から保険料が引き落としされます。なお、振替開始の月には、口座振替開始のお知らせが発送されます。

過年度分(随時分)の保険料は口座振替の対象外です。納付書にてご納付ください。

利用可能な金融機関(封筒裏面に記載)の窓口で申し込むか、金沢市役所保険年金課までお問い合わせください。

北國銀行、北陸銀行及び福井銀行をご利用の場合は、インターネットで申し込みができます。

詳しくは右記二次元コードを読み取りの上、ご利用ください。金沢市公式ホームページからも申し込めます。



金沢市「Web 口座振替受付サービス」

●納付書でのお支払い

納入通知書に同封されている納付書にて金融機関、コンビニエンスストア又はスマートフォン決済アプリで納付できます。

利用可能な金融機関、コンビニエンスストア又はスマートフォン決済アプリについては納付書裏面をご確認ください。

マイナ保険証をご利用ください

●マイナ保険証を利用すると初めての医療機関等でも過去のお薬・診療内容を正確に共有できます。便利で安全なマイナ保険証を是非ご利用ください。

●利用には利用登録が必要です。登録は自宅のパソコン(カードリーダーが必要)やスマートフォンをご利用ください。金沢市役所や医療機関等にある顔認証付きカードリーダーでも利用登録ができます。

お問い合わせはこちら

金沢市役所 保険年金課

TEL: 050-1792-1620(自動応答) FAX: 076-232-5644
音声及びSMSでの案内は24時間365日対応しています

Eメールアドレス

kokuho@city.kanazawa.lg.jp

公式ホームページ

金沢市 後期高齢者医療保険

検索

下記のコールセンターもご利用ください。

<子ども・子育て支援制度について>

こども家庭庁コールセンター

TEL: 0120-303-272 ※平日・土曜日の9時から18時まで

<保険料率・資格確認書/資格情報のお知らせについて> 7/15(水)～10/30(金)

いしかわ後期高齢者医療コールセンター

TEL: 0570-020-007 ※平日9時から16時30分まで